

嗅覚検査のご案内

嗅覚検査は、臭気判定士免状の交付又は免状の更新を受けるために必要な検査です。嗅覚検査は、免状の交付を受ける場合は申請日前1年以内に、免状の更新を受ける場合は有効期限6ヶ月以内に受ける必要があります。(ただし、免状の新規交付申請の場合、嗅覚検査の受検は申請日前1年以内であれば、臭気判定士試験の前でも後でも構いません。)

臭気測定業務従事者(以下、「臭気判定士」という。)は、試料の採取時や嗅覚測定法による測定に際して、試料の当初希釈倍数を決定する時など、自らの嗅覚による判断が要求されます。そのため、臭気判定士自身も一般的な嗅覚を有している必要があります。一般的な嗅覚とは約95%の人がもっているものであり、特に鋭敏な感覚を要求されているわけではありませんので、気を楽しんで受検して下さい。

ただし、人間の嗅覚はその日の体調や心理状態、周囲のにおいなどの影響を受けやすいので、嗅覚検査を受ける時には次の事項にご注意下さい。また不合格となった場合でも、数日後再度検査を受けることができます(別途手数料)。なお、受検資格は、受検日において18歳以上の者となっています。

1. 実施機関(嗅覚検査機関)への予約

嗅覚検査は、嗅覚検査機関で行います。各検査機関の名称及び所在地は別表に記載されています。受検者のご都合の良い検査機関で受検して下さい。検査を受ける際は、予め電話で実施日を確認し、**事前に予約**してから検査を受けて下さい。

2. 嗅覚検査手数料の振り込み

嗅覚検査の受検手数料は、9,000円(非課税)です。

事前に下記の払込取扱機関に納付のうえ、その払込を証する書類(受領証原本とその写し1枚の計2枚をご用意下さい。原本は検査機関にて確認・押印の後に返却いたします。)受検手数料は1回受検するごとに払い込んで下さい。なお、払込手数料は払込人の負担とします。

払込機関	郵便振替	00160-1-611922
	三菱UFJ銀行 浅草橋支店	普通口座 0826078
	シヤ)ニオイ カオリカンキョウキョウカイ	
口座名義:公益社団法人 におい・かおり環境協会		

【注意】①複数人の受検手数料をまとめて払い込む場合は、その払込を証する書類の写しを各受検申請者ごとに添付して下さい。

②領収証の発行については、協会ホームページを参照の上、所定の手続きをしてください。

3. 嗅覚検査の申請書への記入

「嗅覚検査受検申請書(3枚1組)」に所定事項を記入するとともに、添付書類を揃えて、受検当日検査機関の窓口へ提出(持参)して下さい。なお、申請書の1枚目には、**写真**(縦6cm×横4cm、申請日前6か月以内撮影。裏面に撮影年月日と氏名を記載)を貼付して下さい。

※押印を求める手続きの見直しにより、㊟マークへの押印は不要です。

【各項目について】

①免状番号・・・臭気判定士免状をお持ちの方のみ、免状番号4桁とカッコ内に英文字をご記入ください。

②氏名・・・婚姻などで臭気判定士免状や臭気判定士試験合格書と現姓が違う場合は臭気判定士免状に記載する姓にかかわらず、年齢を証する書類に記載されている姓をご記入ください。

③生年月日・・・西暦でご記入ください。満18歳未満の方は受検できません

④本籍地・・・都道府県または国を選択してください。

⑤合格証書の送付先（自宅・勤務先）・・・書類不備などで日中ご連絡をさせていただく場合がありますので、自宅及び勤務先の両方の電話番号（携帯番号等）やメールアドレスを必ず記入してください。☑印をつけた方へ合格証書をお送りします。なお、臭気判定士免状の有効期限が近い方は、検査終了後にご自身が協会へその旨を連絡してください。別途ご案内を致します。

⑥添付書類・・・以下の書類を検査日までに揃えて当日お持ちください。

受検手数料の払込を証する書類（原本と写しの2枚）

年齢を証する書類の写し（運転免許証、健康保険証、戸籍謄本又は抄本、住民票、パスポート等）※

【※注意】「通知カード」は年齢を証する書類から除外します。

⑦写真・・・スマートフォンやコンパクトカメラなどで撮影されたものでも結構ですが、普通紙にカラー印刷したものは鮮明ではないため不可とさせていただきます。証明写真機やコンビニのマルチコピー機を利用する場合、(6.0cm×4.0cm) サイズがない場合は、(7.0cm×5.0cm) や (5.0cm×5.0cm) でも結構です。なお、規程サイズ(縦6cm×横4cm)であっても、映っている顔が小さいものや、規程サイズに合わせるためタテヨコ比率を変えたものは再提出していただく場合があります。

4. 嗅覚検査の当日

嗅覚検査とは、1から5までの番号が書かれた5本のおい紙のうち、基準臭液によりにおいの付いた2本の「におい紙」を嗅ぎ当てる方法で、5種類の基準臭について、においの付いたにおい紙を嗅ぎ当てられるかどうかを判定するものです。検査の所要時間は約15分です。検査当日は以下の事に注意して検査機関にお越しください。

- ・香りのある化粧品類（コロン、ポマードなど）は一切使用しないでください。
- ・においの強い食事や刺激のある食事は避けてください。
- ・軽い風邪などであっても体調が優れない場合には、事前に検査機関へご相談ください。
- ・予約時間の5分前に検査機関に赴き、落ち着いて嗅覚検査を受けられるようにしてください。
- ・検査が始まるまでマスクを着用してください。

5. 結果の通知と嗅覚検査合格証書

嗅覚検査に合格した人には、受検日から約10日以内に「嗅覚検査合格証書」（以下「合格証書」という。）が公益社団法人におい・かおり環境協会より交付されます（10日以上経過しても合格証書がお手元に届かない場合には、公益社団法人におい・かおり環境協会までご連絡下さい）。

なお、不合格の方にはその日に不合格通知が発行されます。

6. 免状申請（嗅覚検査合格証書の保管）

臭気判定士免状の初回申請時には、「臭気判定士試験合格証書」と申請日前1年以内に実施した嗅覚検査の「合格証書」を添付する必要があります。

また、臭気判定士免状の更新を受けようと申請するときは、免状原本と当該免状の有効期間が満了する前日の6ヶ月以内に実施した嗅覚検査の「合格証書」を添付する必要がありますので、大切に保管しておいて下さい。（なお、免状更新の手続きは、免状の有効期間が満了する日の1月前までに行うようにして下さい）

令和3年3月26日

環境大臣指定機関 公益社団法人 おい・かおり環境協会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 2-14-2 新陽ビル 1106号 URL : <https://orea.or.jp/>

TEL 03-6233-9011 / FAX 03-6862-8854 / E-mail info@orea.or.jp